

山形県スポーツ協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人山形県スポーツ協会（以下協会という。）が、活動費の獲得事業の一環として実施するホームページ上へのバナー広告（広告主のホームページに誘導する形態の広告）掲載の募集について、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 バナー広告を掲載する位置は、当協会ホームページの全ページ上部及びトップページの右下部とする。

(募集対象団体)

第3条 掲載を働きかける団体は、スポーツ振興に取り組んでいる県内企業・団体等とする。

(広告の規格)

第4条 掲載するバナー広告の規格は次のとおりとする。

サイズ：縦50ピクセル×横185ピクセル

容量：50KB以内

形式：GIFまたはJPEG形式

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は次のとおりとする。

- (1) 掲載期間は1か月を単位とし、12ヶ月連続して掲載できるものとする。
- (2) 1か月間の掲載料は5千円または3千円とする。
- (3) 賛助会員については、上記金額を4千または2千円とする。
- (4) 依頼者の都合で掲載を中止した場合は、掲載料は返還しないものとする。

(広告募集の方法等)

第6条 広告募集の方法は、当協会ホームページにより募集するほか、第3条に規定する団体に働きかけるものとする。

付則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。